

1 サービス管理責任者等研修の見直しについて (P. 1)

- 平成 31 年 4 月から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度の見直しが行われました。
- サービス管理責任者等として業務に従事するためには、定められた実務経験年数以上の経験を有していることと（実務要件）、定められた研修を全て修了していること（研修要件）の二つの要件を満たしている必要があります。
- 今回の見直しのポイントは 3 点あります。一つ目は、研修が「基礎研修」、「実践研修」、「更新研修」に分けられたことです。二つ目は、研修のカリキュラムが統一され、「分野」という考え方がなくなったことです。三つ目は、サービス管理責任者等として業務に従事するために必要な実務経験のうち、直接支援業務として必要な年数が 8 年間に短縮されたことです。
- 基礎研修は、「相談支援従事者初任者研修」の講義部分（2 日間）の受講と、サービス管理責任者等研修の講義・演習（3 日間）を修了する必要があります。
※ 過去において、「相談支援従事者初任者研修」の講義部分を修了している場合は、講義・演習（3 日間）のみを受講だけで構いません。
- 基礎研修を修了した後、実践研修を修了する必要がありますが、実践研修を受講するためには、以下の要件を満たす必要があります。
『過去 5 年間（基礎研修修了後で、かつ実践研修受講開始日前 5 年以内のうち）に 2 年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。』
この要件を「OJT 2 年以上」といいます。
- 実践研修修了後は、修了した年度の翌年度を初年度とする 5 年ごとに、更新研修を受講する必要があります。
- 研修要件を満たすとは、実践研修を修了した者であるか、更新研修を修了した者のいずれかとなります。
※ 実践研修、更新研修ともに、有効期限が定められています。
- 更新研修を受講するためには、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。
 - ① 現にサービス管理責任者等、管理者又は相談支援専門員として従事しており、サービス管理責任者等として従事している又は従事する予定であること。
 - ② 過去 5 年間に通算 2 年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）、管理者又は相談支援専門員の実務経験があり、サービス管理責任者等として従事している又は従事する予定であること。
- この度の改正により、基礎研修修了者の方の配置に関して、次のとおり緩和されることになっています。
 - ・ 既にサービス管理責任者等を 1 名配置している場合は、基礎研修を修了し、実践研修受講前の方を 2 人目のサービス管理責任者等として配置することができます。（利用者数が 61 人以上である生活介護事業所など、サービス管理責任者等を 2 名以上配置しないといけない事業所。）

- ・ 基礎研修を修了し、実践研修受講前の方であっても、個別支援計画の「原案」を作成することができます。
- 基礎研修の修了後、実践研修受講までに必ず2年以上の実務を積むこととなりますので、基礎研修の受講の際には、サービス管理責任者等としての実務経験に2年不足する場合であっても、基礎研修を受講できることになりました。
- この度の制度改正に伴い、特定の方に対する経過措置が設けられています。
 - ① 平成18年度から30年度までのサービス管理責任者等研修を修了した方は、令和5年度末（令和6年3月末）までの間は、更新研修修了前であってもサービス管理責任者等として業務に従事することができます。
 - ② 令和元年度から3年度までの基礎研修受講者のうち、基礎研修受講の時点で実務要件を満たしている方は、実践研修修了前であっても、サービス管理責任者等の業務に従事することができます（但し、基礎研修修了後、丸3年間に限る。）。なお、基礎研修修了後に実務経験を満たすことになった場合も、この経過措置の対象になります。
- 更新研修は、実践研修修了の翌年度（平成18年度から30年度のサービス管理責任者研修等の修了者は、令和元年度以降の最初の更新研修修了の翌年度）を初年度として5年ごとに受講する必要があります。
- 定められた期間までに更新研修を受講できなかった方が、サービス管理責任者等として業務に従事するためには、実践研修を受講する必要があります（基礎研修の受講は不要です。）。

2 留意事項等（居宅系、GH、相談支援）（P. 12）

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）について

- 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（加算届）について、4月から加算区分の変更がある場合は記載の提出期限までに提出いただくようお願いします。
- 処遇改善加算計画書については、令和2年度より処遇改善加算と特定加算の計画書が統合されました。また、令和2年度の加算算定に当たり提出する計画書の提出期限については令和2年度当初の特例として、令和2年4月15日（水曜日）とします。
- その他の提出期限に関する取扱いは昨年度と同様なので、ご確認ください。

指導監査における主な指摘事項（平成30年度）について

- 平成30年度に兵庫県（本庁及び県民局）が行った障害福祉サービス事業所等の指導監査において法人・施設等に是正又は改善を求めた事項（指摘事項）のうち、主なものを分野別に不適正・不適切事例として掲載しています。
- 兵庫県所管の法人・施設等における理事長、管理者等の皆様におかれましては、関係する当該不適正・不適切事例を参照のうえ、同様又は類似の運営や処理がないか自己点検していただき、該当がある場合は適切に是正又は改善するようお願いします。

令和元年度中の兵庫県下の障害福祉サービス事業者等の処分案件について

- 令和元年度に兵庫県および政令・中核市が行った障害福祉サービス事業所等の処分案件を掲載しています。

業務管理体制の整備について

- 平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制を整備することが義務づけられています。
- 整備すべき項目については、指定を受けている事業所又は施設の数に応じ定められており、事業者はその内容を、関係行政機関に届け出る必要があります。
- 既存の事業者で、まだ業務管理体制の届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。また、新規に障害福祉サービス事業等をはじめた法人は、指定申請に併せ必ず届出を行ってください。

各サービスごとの留意点について

- 従業者の要件として、令和3年度の報酬改定に向けて、記載の者については要件廃止も含めて検討を行う方針が示されているので、訪問系サービスの質の向上のため、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修等、各従

業者の資格の取得をお願いします。

- 「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者とする取扱いは、今後、廃止に向けて検討することとされているので、ご留意ください。
- 通院等乗降介助・通院等介助の道路運送法の許可について、通院等介助は運転時間を報酬算定しませんが、その場合でも道路運送法上の許可又は登録が必要であり、これらを受けずに運転を行う場合は報酬算定対象としないこととされているため、必要な手続きをお願いします。
- 行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、令和3年3月31日までは行動援護従業者としてみなす経過措置が設けられています。この経過措置期間中に経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程等を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者として確保されるように努めていただくようお願いいたします。

3 障害者虐待の防止について (P. 23)

【最初に（資料左上、以下同じ）】 直近の事案

- 青森県であった障害者支援施設の虐待事案を掲載していますが、利用者の頭を殴ったり蹴ったりしたことを「虐待」ではなく「不適切な支援」とした法人について、報道等で大々的に取り上げられ、最終的には虐待であることを認めた事例です。
- 「ポイント」にあります。正当防衛（刑事責任の免責）であるかどうかは裁判で争うべきで、障害者虐待防止法では「身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え」る行為は全て『身体的虐待』となります。

【01】 障害者虐待防止の基本的枠組

- 平成 24 年の法施行以降、毎年解説させていただいているので詳細は省略しますが、必ず施設の職員には虐待や障害者の権利擁護に関する研修を行うようにしてください。
- 障害福祉サービス事業所における虐待の通報先は、各市町や市町が設置する虐待防止センターとなります。
通報先一覧（県 HP） <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/abusetelfax.html>

【02】 県内の虐待通報・認定件数

- 兵庫県においては、施設従事者等による虐待の通報件数・認定件数はともに増えており、いずれも全国の増加率を上回っています。

【03】 施設従事者等による虐待（30 年度）

- 表の右下にある兵庫県における権限行使等については、「①報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 100.0%」となっていますが、これは改善勧告や指定停止に直結する重大な虐待事案が平成 30 年度には発生しておらず、深刻化する前に施設職員等からの通報により未然に防ぐことができている側面もあると考えられています。

【04】 虐待施設分類別構成比（施設内・兵庫）

- 虐待が多く発生している施設種別は、「生活介護」「就 B」「障害者支援施設」「短期入所」となっております。なお、「放課後デイサービス」は昨年から少し減った状況です。

【05】 通報者分類別構成比（養護者・兵庫）

- この表は養護者による虐待を誰が通報したか、の割合を示したものですが、「相談支援・障害福祉従事者」からの通報が一貫して高い割合となっています。これは、日頃から養護者とのやりとりを支援員などの方が行っている中で、虐

待が垣間見られたりするケースが多いことや本人の異変に気付きやすい立場であることから、支援員等の方が通報している現状を表わしています。

- 近年は警察からの通報も多くなっています。

重要です！

【06】 通報者分類別構成比（施設内・兵庫）

- ここが最も重要な表です。施設従事者等による虐待を誰が通報したか、の割合を示したものです。「本人」や「家族・親族」の割合が相対的に低下傾向の中、「当該事業所（設置・管理者、現職員）」や「相談支援・障害福祉従事者」の割合が高くなってきています。これは、【03,05】のスライドにも通じてくることですが、職員等の虐待にかかる意識が少しずつ向上している証左とも言えます。
- 施設従事者等による虐待についても、近年は警察からの通報件数が少しずつ増加しています。

【07】 通報者分類別構成比（使用者・兵庫）

- この表は使用者による虐待を誰が通報したか、の割合を示したのですが、養護者による虐待と同じく「相談支援・障害福祉従事者」からの通報が近年では一定の割合を占めています。

【08】 虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）

- この表は養護者による虐待を誰が行ったか、の割合を示したのですが、皆様にとっては参考程度の表です。

【09】 虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）

- この表は施設従事者等による虐待を誰が行ったか、の割合を示したものです。

【10】 被虐待者分類別構成比（養護者・兵庫）

- この表は養護者によって虐待された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。養護者による虐待の被害者となるのは知的障害者の方が多く、虐待の内容は身体的虐待が多くを占め、次に経済的虐待、心理的虐待、放棄・放置の状況となっています。なお、近年では精神障害者の方が虐待を受けることが増えています。

重要です！

【11】 被虐待者分類別構成比（施設内・兵庫）

- この表は施設従事者等によって虐待された障害者の障害種別と虐待種別を示したものです。施設従事者等による虐待の被害者となるのは知的障害者の方が多く、虐待の内容は身体的虐待と心理的虐待がほとんどを占めます。
- ここで大切なことは、知的障害者が多く利用する施設等の管理者の方については、特に上記現状を踏まえて、より一層の OJT や職場研修の実施をお願いします

ます。

※具体的な取り組み例としては、知的障害者の障害特性の理解促進や支援内容の継続した見直し、身体的虐待・心理的虐待とはどのような行為が該当するのか、などの啓発等。

県HP掲載の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を活用ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/abuse.html>

重要です！

【12】 通報の徹底と公益通報者保護（1）

- 公益通報者保護については、障害者虐待防止法及び公益通報者保護法で定められています。虐待を見たり聞いたりした方には通報義務があること、また、通報者に不利益な取り扱いをしてはいけないことが重要なことですが、これらが看過されている施設や法人は施設長や理事長などの意識が総じて低く、虐待の内容も深刻化する傾向があります。深刻な虐待が一度報道されると、法人のガバナンスや施設の管理方法などの責任を問われるだけでなく、通常の障害福祉サービスの提供に必ず支障が出ます。利用者がサービスを利用したい時に利用できないような事態も実際に発生していますので、今一度障害者虐待にかかる点検や研修の実施をお願いします。

【13】 通報の徹底と公益通報者保護（2）

- この事例は虐待を通報した職員が施設・法人側から損害賠償請求をされたケースですが、いずれも施設・法人側の訴えは取り下げられております。

【14】 通報の徹底と公益通報者保護（3）

- どのような通報が公益通報に該当するか、ということを書いてあります。

【15】 身体拘束をしない支援の検討

- 身体拘束の三要件など基本的な知識を掲載しておりますが、虐待があった施設職員に本内容を尋ねると回答できないケースがよくあります。虐待が発生する施設、若しくは発生しやすい施設というものは、いろんな要素が考えられますが、共通する事項として（業務過多などを理由として）職員研修が行われていない、若しくは形だけ行われて知識や意識が根付いていないことがあげられます。何度も同じことを記しますが、職員に対する研修や支援内容の振り返りなどを継続して行うことが、利用者や職員、ひいては施設運営に有益であることを理解ください。

重要です！

4 留意事項等（日中活動系、施設、障害児）（P. 32）

※ 資料のとおり。

令和2年度就労支援事業について（説明要旨）

■ 就労移行等実態調査について

就労移行等実態調査については、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）を対象として、退所理由及び就職者の状況、就労移行支援事業所別の一般就労移行率、サービス提供状況等を確認するために、例年実施してきたところであるが、都道府県等及び事業所の業務負担等を考慮して、当該調査は当分の間実施を見送ることとする。

■ 会計検査院からの指摘（就労移行支援事業の適正な実施）について

就労移行支援事業については、会計検査院からの指摘により、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案が明らかになったことから、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年 11 月 5 日付け障障発 1 1 0 5 第 1 号障害福祉課長通知）を発出しているところである。改めて確認いただき、就労移行支援事業の適正な実施について配慮いただきたい。

■ 医療連携体制加算の取扱

指定障害福祉サービスにおける報酬告示第7の5の医療連携体制加算については、医療機関との連携により看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものであるが、本加算の算定にあたっては、本文に記載の点に留意し、適切な取扱いをお願いします。

■ 県 HP について

HP に指定申請に関する提出書類や国からの通知等を集約して掲載しているため、ご参照願います。

また補助金の情報も掲載しているため、活用してください。

■ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、

- ・ 就労継続支援A型について、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能
- ・ 就労継続支援B型について、災害時と同様に基本報酬の算定区分で前々年度の平均工賃を適用すること等が可能
- ・ 就労継続支援事業所及び就労移行支援事業所について、平時より在宅でのサービス利用が一定の条件のもと可能となっているが、感染拡大防止の観点から柔軟な取扱いが可能
- ・ 就労継続支援A型における経営改善計画の作成について、柔軟な取扱いが可能
- ・ 就労継続支援B型について、災害時と同様に、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費による工賃の補填が可能としているので、留意いただきたい。

※随時発出している厚生労働省からの事務連絡等を確認すること。

6 防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業について (P. 51)

(1) 事業背景について

① 高齢者・障害者の防災について

- 大規模災害の度に多くの高齢者・障害者が犠牲になる現状を踏まえ、自主防災組織（自治会）が中心となり、高齢者・障害者に対し、事前に避難のための個別支援計画（以下「計画」という。）を作成する取組を進めてきました。
- しかし、福祉的配慮を要する在宅生活者が増え、自主防災組織だけで計画を作ることが難しくなっています。そのため、心身状況や生活環境を熟知した相談支援専門員等が関わることで、実効性のある計画作成が可能になることに加え、地域とともに、平常時・災害時の支援を連続的に行うことが期待されます。

② 兵庫県独自の取組である本制度について

- 兵庫県では独自の取組として、平成 30 年度より、相談支援専門員等が中心となり、自主防災組織等とともに計画作成を行うモデル事業を実施してきました。令和 2 年度からは一般施策として、県内全市町で本格展開します。
- この取組は国も注目しており、将来的には介護保険・障害福祉サービス等に対応することも視野に入れ、関係者への働き掛けを強化しています。
- 高齢者・障害者の命を守る取組として、積極的なご協力をお願いします。

(2) 事業内容について

① 対象者の選定について

- 計画作成の対象者は、居住地の災害リスクや障害支援区分、家族関係等を考慮し、各市町で選定しますので、詳しくは各市町にお問い合わせください（対象者が多いため、複数年度を掛けての実施になります）。

② 計画作成報酬について

- 要綱・要領に定める標準的手順に従い計画作成・更新を行った場合に、相談支援事業所等に対し、作成報酬として 7,000 円／件を支払います。
- 計画作成にあたり、必要に応じて兵庫県社会福祉士会から助言等を行います。

③ 計画作成のための研修について

- 報酬を得るには、計画作成を行った相談支援専門員等が、兵庫県が平成 30 年度以降に開催した「福祉専門職対象防災対応力向上研修」を受講し、兵庫県防災監名の修了証を取得していることが必要です。
- 令和 2 年度の研修も県内各地で開催（10 回）を予定していますので、受講を希望される場合は各市町にご相談ください。

7 福祉サービス第三者評価について (P. 69)

※ 資料のとおり。